

令和8年第2回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和8年2月26日

招集場所 野洲市役所議場

出席議員	1番 田中 遼	2番 山本 剛
	3番 木下 伸一	4番 津村 俊二
	5番 益川 教智	6番 岩井智恵子
	7番 山岡 卓治	8番 橋 完司
	9番 永島 知香	10番 遠藤総一郎
	11番 石川 恵美	12番 工藤 義明
	13番 野並 享子	14番 田中 陽介
	15番 東郷 克己	16番 奥山文市郎
	17番 稲垣 誠亮	18番 荒川 泰宏

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	櫻本 直樹	教育長	北脇 泰久
病院事業管理者	前川 聡	政策調整部長	井狩 昭彦
政策調整部政策監	小池 秀明	総務部長	川尻 康治
市民部長	西村 拓巳	健康福祉部長	井出 徹哉
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	北田 一栄	市立野洲病院事務部長 (地域医療政策担当政策監)	駒井 文昭
都市建設部長	布施 篤志	環境経済部長	中塚 誠治
教育部長	田中 明美	政策調整部次長	松井 健作
総務部次長	井狩 勝	総務課長	山本 定亮

出席した事務局職員の氏名

事務局長	辻 昭典	事務局次長	行俊 勉
書記	赤坂 悦男	書記	辻 拓

議事日程

諸般の報告

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 令和 8 年度施政方針及び教育方針について
- 第 4 議第 3 号から議第 4 0 号まで一括上程
(令和 8 年度野洲市一般会計予算 他 3 7 件)
提案理由説明

市長提出議案

- 議第 3 号 令和 8 年度野洲市一般会計予算
- 議第 4 号 令和 8 年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算
- 議第 5 号 令和 8 年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第 6 号 令和 8 年度野洲市介護保険事業特別会計予算
- 議第 7 号 令和 8 年度野洲市墓地公園事業特別会計予算
- 議第 8 号 令和 8 年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算
- 議第 9 号 令和 8 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算
- 議第 1 0 号 令和 8 年度野洲市水道事業会計予算
- 議第 1 1 号 令和 8 年度野洲市下水道事業会計予算
- 議第 1 2 号 令和 8 年度野洲市病院事業会計予算
- 議第 1 3 号 令和 7 年度野洲市一般会計補正予算 (第 1 0 号)
- 議第 1 4 号 令和 7 年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議第 1 5 号 令和 7 年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議第 1 6 号 令和 7 年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議第 1 7 号 令和 7 年度野洲市水道事業会計補正予算 (第 3 号)
- 議第 1 8 号 令和 7 年度野洲市下水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 議第 1 9 号 野洲市一般職の任期付職員を採用等に関する条例
- 議第 2 0 号 野洲市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
- 議第 2 1 号 野洲市立保育所条例を廃止する条例
- 議第 2 2 号 野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 議第 2 3 号 野洲市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例
- 議第 2 4 号 野洲市職員等の旅費に関する条例及び野洲市議会議員の議員報酬

等に関する条例の一部を改正する条例

- 議第 25 号 野洲市立幼稚園条例の一部を改正する条例
- 議第 26 号 野洲市中主 B & G 海洋センター条例の一部を改正する条例
- 議第 27 号 野洲市立保育所における延長保育、野洲市立幼稚園における預かり保育等並びに野洲市立幼保連携型認定こども園における延長保育及び預かり保育に関する費用徴収条例の一部を改正する条例
- 議第 28 号 野洲市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例
- 議第 29 号 野洲市介護保険条例の一部を改正する条例
- 議第 30 号 野洲市水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 議第 31 号 野洲市下水道条例の一部を改正する条例
- 議第 32 号 野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 議第 33 号 財産の減額貸付について
- 議第 34 号 市道路線の認定について
- 議第 35 号 事業契約の変更について（野洲市余熱利用施設整備運営事業）
- 議第 36 号 第 2 次野洲市総合計画後期基本計画の策定について
- 議第 37 号 第 5 次野洲市人権施策基本計画の策定について
- 議第 38 号 第 4 期野洲市教育振興基本計画の策定について
- 議第 39 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 議第 40 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

開議 午前 9 時 00 分

議事の経過

（開会）

○議長（津村俊二）（午前 9 時 00 分） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和 8 年第 2 回野洲市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

ただいまの出席議員は 17 人であります。遅参議員 1 人、稲垣議員であります。

次に、本日の議事日程は、既に送付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、タブレットに掲載の文書のとおりであります。

(日程第1)

○議長(津村俊二) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第18番、荒川泰宏議員、第1番、田中遼議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(津村俊二) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月25日までの28日間にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(津村俊二) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月25日までの28日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定については、タブレットに掲載の会期日程のとおりであります。

(日程第3)

○議長(津村俊二) 日程第3、令和8年度施政方針及び教育方針についてを議題といたします。

市長及び教育長からの発言を許します。

まず、施政方針について、市長。

○市長(櫻本直樹) 皆様、おはようございます。

本日は、令和8年第2回野洲市議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様には多数ご参集賜り、厚くお礼申し上げます。

令和8年度の施政方針であります。野洲市政について申し上げる前に、これまでにおける世界の情勢に目を向けますと、ウクライナ情勢や中東情勢は依然として出口が見えない中、今年に入りアメリカによるベネズエラ大統領の拘束・拘留、昨今見られる多国間協調体制から米中二極体制が不安定に並び立つ時代への世界秩序の転換が、また、急速な技術革新などを背景とした経済や社会構造のあり方の大きな転換期が世界的に見られる状況でありました。

そのような情勢の中、我が国を取り巻く社会経済事情に目を向け昨年を振り返ってみますと、物価の上昇や働き方の変化、国民の“手取り”としての税や社会保障のあり方に関する議論、社会における新しい技術の広がり、外国人政策に関する政策の是非など、これからの国民生活への期待と不安の交錯がより沸き起こった1年でありました。しかし、中でも特にこの物価の高騰において市民にとっては生活への不安や将来への心配を感じる場面も少なくなかったのではないのでしょうか。

市民生活において、賃金の上昇を上回る物価高騰により生活必需品や光熱費の負担増が、そして行財政運営では人件費、物件費、公共事業等に係るコストの上昇が健全な行財政運営の維持に影響を与えています。

さらに、近年、私たちが直面している大きな課題の1つに気候変動による異常気象や自然災害の頻発があります。昨年も、豪雨や台風、猛暑といった極端な気象条件が各地で発生し、地域社会インフラ、さらには市民生活にも大きな影響を及ぼしました。また、日本は地震大国で、いつ南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害が発生してもおかしくない状況であり、防災減災に向けた対策が喫緊の課題となっています。

このようなことを背景として、国においては持続的な経済成長の実現と経済安全保障の確立、少子化対策や地方創生の推進などを重要な柱とし、日本全体の強靱化を図る取り組みが進められています。あわせて、デジタル技術やAIをはじめとする先端技術を通じて、生産性の向上や行政サービスの質の向上を目指す動きも加速しているところであり、こうした国の政策は、人口減少社会にあっても、日本全体として活力を維持し、将来世代に責任ある社会を引き継ぐための重要な取り組みであると考えます。

一方で、地方自治体の現場においては、物価高騰による事業費の高騰や老朽化する公共施設等の老朽化対策経費の増大、人件費の増加と人材確保の難航、少子高齢化や働き方の変化に伴う住民ニーズの多様化など、行政運営を取り巻く環境や課題は年々厳しさを増し複雑化しています。

こうした課題に対応するためには、限られた人材や資源を有効に活用し、持続可能な行政運営を行っていくことが不可欠です。そのための重要な手段の1つがデジタル技術を活用した行政のDXの推進であると考えています。

行政手続や窓口業務の効率化を進めることで、市民の利便性と満足度を高めるとともに、職員の業務負担を軽減し、より質の高い行政サービスにつなげていくことが可能となります。このようにDXの推進は、単なる効率化にとどまらず、市民の満足度の向上と、足腰

の強い行財政運営を両立させるための重要なツールになると考えています。

さて、国政においては我が国で初めての女性総理が誕生しました。高市総理大臣は就任に際しての所信表明演説の冒頭で、このように述べられました。「私は、日本と日本人の底力を信じてやまない者として、日本の未来を切り拓く責任を担い、この場に立っております。今の暮らしや未来への不安を希望に変え、強い経済をつくる。そして、日本列島を強く豊かにしていく。世界が直面する課題に向き合い、世界の真ん中で咲き誇る日本外交を取り戻す。絶対に諦めない決意を持って、国家国民のため、果敢に働いてまいります。」。

大きく立場は違えども、信じて諦めない姿勢と将来の発展に向けたリーダーとしての強い決意には大いに賛同するものであります。

この施政方針を検討する段階では、衆議院議員選挙終了直後であり、来年度予算成立に向けての国会が開催されていない状況ではあります。

今回の衆議院議員選挙の結果は、与党が圧勝し国民からの大きな民意を得られる結果となりました。

この選挙においては特に物価高対策が大きな争点となり、今後、各種の減税や行政サービスの無償化などが実施されることが見込まれます。減税や無償化に必要な国としての財源や、このことに伴う地方財政に与える影響など、地方自治体の経営を預かる立場にある者として大いに不安はありますが、その一方で、与党の公約として「日本成長戦略」における17分野にわたる中長期的な投資を示されるなど、日本の強みを生かした経済成長を目指そうとする積極姿勢が伺えます。財政の持続性を確保しながら積極的な投資で経済成長を図る、言わば投資と成長の好循環を実現し、我が国の持続的な発展、また、物価上昇を上回る賃金の上昇をもたらすことで物価高に苦しむ国民を救済されることを期待します。

さてそのような中、令和8年度、野洲市においてははいよいよ飛躍を目指し、野洲のまちづくりを大きく前に進めていかなければなりません。

これまでもお示ししました、「若い世代から選ばれるまち」、「高齢者にも安全・安心で楽しいまち」、「市民・民間の力を最大限に活かすまち」の3本の柱を基本としつつ施策を進めてまいりたいと考えております。

少子化高齢化、人口減少、地域間競争が叫ばれる中であって、持続可能な自治体の実現に向け、まさに待ったなしの状況にあると考えています。

このため、先ほど触れた、国の力強い経済成長への姿勢に倣い、本市においてもまちの

成長を目指し、特に地域経済振興のための、産業振興、公共インフラ整備、教育関係への投資などに財政の持続性にも配慮しながら積極的に取り組んでまいります。

そういった観点から、何といたってもまずはまちのにぎわいの核となる野洲駅南口整備を筆頭に、さざなみホールの利活用、野洲川M I Z B Eステーション整備の検討を強力に進めなければなりません。

まず、野洲駅南口の整備については、昨年11月の野洲駅南口周辺整備特別委員会において3つの案を示させていただき、市民との対話と社会実験を行いつつ、民間事業者の本事業への参画の動向を探ることで、それぞれの案の実現可能性を手繰っていく1年となります。特にお示した案のうち、民間主導によるエンターテイメントアリーナの整備に関しては、市民のみならず市域の経済団体からも大変大きな期待の声をいただいております。

民間主導によるプロジェクトを想定しておりますが、こういった声も踏まえ、野洲のこれまで以上の飛躍を目指し、強力に実現に向けて進めていく1年としたいと考えています。

次に、利活用を図るとしたさざなみホールについては、令和8年度中に老朽化が見られる建物の外装などを調査した上で、地域のにぎわいづくりにつながる施設として何がふさわしいか、令和7年に得られた市民意見を踏まえながら活用の方向性を定める予定です。

さらに、野洲川M I Z B Eステーション整備にあっては、これまでの検討結果を踏まえ、滋賀県立高等専門学校の開校に合わせた整備が可能となるように確実に事業を進めてまいります。

また、野洲市が持つ優位性を生かし、新たな企業の進出や設備投資を促すための基盤となる市街化区域の拡大、国道8号野洲栗東バイパスの開通や大津湖南幹線の北伸に向けた積極的な取組、市内事業所の経済活動を支えるインフラ等の環境整備も重要です。

あわせて、野洲の未来を担うこととなる子どもたちへの投資として、教育環境の整備に併せ教育内容の充実などにも積極的に取り組んでまいります。

しかし、このような取組を進める一方で、市全体の福祉の向上を念頭に、各地域ごとの課題への対応、魅力の掘り起こしについても地域の皆さんと共に考え、共に汗をかくことが重要であると考えています。

まず、市全体の喫緊の課題として、特に、先にも触れた南海トラフ巨大地震をはじめとする災害に備えた地域防災力の向上と高齢化に伴う交通弱者への対応の課題が挙げられます。

地域防災力の向上に向け、自主防災組織の強化や行政や地域における総合的な防災訓練

の充実、防災知識の普及啓発などが求められます。

また、地域公共交通については、民間路線バスの維持を前提にコミュニティバスとの効果的効率的な連携体制を構築しつつ、新たな輸送手段についての検討も必要です。

このように、市民の暮らしの安全と安心を守るため、市と市民とが様々な検討と検証を積み重ねることによる課題への対応を図ってまいります。

次に、地域ごとの課題については、これまで各学区ごとに開催した行政懇談会や、今年度からスタートさせた私の傾聴と対話の具体的な取り組み、「市長のドコでもトーク」などにおいて地域からいただいた多様なご意見の中に顕在化しています。

一例を挙げると、野洲学区では駅前公共施設のあり方についての早期検討、篠原学区では獣害による農業被害等が拡大しており、緊急を要する課題であるということや、祇王学区や中里・兵主学区では地域のにぎわいにつながる前向きな話題を求める声が、あるいは、近江富士自治連合会からあった提案では、若い世代を確保するため、当地の住民が主体となり地域の持つ資源を活用しつつ、市の掲げる駅前開発と連動しながら関係人口の創出を図るという提案をいただきました。

持続可能なまちを実現するために、ハードにおいてコンパクトなまちづくりは重要な要素であるものの、それぞれの地域に住む市民の安全安心を確保することに加え、福祉の充実や暮らしの満足度を高めることも行政に期待される大切なことです。

その際、行政だけが地域の課題に向き合うのではなく、これまで手法としてあまり用いてこなかった外部人材の活用に加え、地域の課題を地域の人材自らが主役となって積極的に解決を図るという「新たな公共の担い手」を育成するという視点も持ちながら地域課題解決に取り組む新しい動きについても検討を開始します。

このように、それぞれの地域の課題への対応に合わせ、ニーズを踏まえた地域振興策の検討も行いながら、まち全体の魅力の底上げを図りたいと考えており、今後とも変化を恐れず、常にチャレンジ精神でさらなる行政運営の改革に取り組んでまいります。

以上、私が令和8年度の市政運営を担うに当たってのまちづくりの方向性であります。今定例会においては、令和8年度予算案をはじめとする重要な諸案件を提案させていただきます。議員の皆様には議案の審議をお願いするに当たりまして、新年度予算の概要と主要施策を説明させていただきます。

まず、一般会計予算は278億6,000万円となり、前年度と比較しますと10億6,000万円、比率にしますと4.2%の増となり過去最大の予算規模となっております。

その概要について、第2次野洲市総合計画の5つの分野ごとの基本方針に沿って、主な施策を説明させていただきます。

まず、子育て・教育・人権の分野では、子育て支援の充実として、野洲駅南口周辺整備構想に基づき、野洲こどもの家（学童保育所）の移転を行うため、新築工事に着手します。

こども基本法に基づき、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会（こどもまんなか社会）の実現に向け、子ども・若者の健やかな成長への支援、少子化対策、子どもの貧困対策など、本市における幅広い子ども政策に関する基本的な計画を策定します。

子育て世帯すくすく応援事業として、満3歳未満の乳幼児のいる家庭では、おむつ等の処理に多くのごみ袋を必要とされているため、子育て世帯の経済的負担の軽減・子育て環境の向上を図ることを目的に、これらの家庭に対し市指定ごみ袋を配付することとします。

野洲第三保育園の民間移管により、これまでの定員から10名を増やした新園が開園し、待機児童の解消に努めるとともに、乳幼児等通園支援事業（こども誰でも通園）を三上こども園で新たに実施します。

学校教育の充実として、学校で発生する様々な諸問題に対して、弁護士（スクールロイヤー）に助言や相談等をできる体制を維持し、学校の生徒指導等対応の支援を行います。また、スクールソーシャルワーカー等を配置し、学校や家庭、地域、関係機関との連絡を取り合い、子どもの置かれた生活環境の調整を行います。

令和7年から配置した外国語指導助手（ALT）を2名にさらに増員し、英語によるコミュニケーションの機会を増やすことで、英語教育の一層の充実を図るとともに、学校司書についてもさらに2名に増員し、学校図書館を活用した教育活動の充実を促進します。

学校プールの老朽化や猛暑による影響でプール授業の継続実施が困難となっていることから、令和8年度から全ての小学校のプール授業を室内プールで行うことにより、安全に授業を継続実施できるよう体制を整えます。また、小学校のプール授業に新たに支援員を配置し、授業の充実を図ります。

小中学校の施設整備として、北野小学校大規模改修事業並びに中主中学校大規模改修の基本設計業務等に取り組みます。また、教育環境の改善として新たに設置を行うこととした学校体育館への空調機器に関し、3中学校の工事並びに6小学校の設計業務にも取り組み、熱中症対策及び災害時の避難所としての機能強化を行います。

生涯学習・生涯スポーツ・文化芸術の推進として、野洲市において、新たに移動図書館

車を導入することにより、野洲図書館・中主分館への来館利用が難しい子どもたちや高齢者、図書館から遠い地域の市民等に対して図書館サービスを提供するなど、生涯学習のさらなる推進を図ります。

老朽化した海洋センタープールを解体撤去し、跡地に多目的グラウンドを整備します。既存の野洲市市民グラウンドとの相互利用により、施設利用者のさらなる利便性向上を図ることでスポーツの振興を推進します。

総合体育館、B & G海洋センタースポーツ振興事業として、わたSHIGA輝く国スポ・障スポの開催を通じて高まった市民へのスポーツの関心と、人と人をつなげ社会に新たな動きや価値をもたらすスポーツの力を、まちの活力やにぎわい・シビックプライドの醸成といった野洲市のまちづくり・魅力づくりに生かすため、各種スポーツ振興事業に取り組みます。今年度から新たに、国スポ出場選手による卓球教室や卓球・ラグビーイベントを開催し、国スポ・障スポのレガシーを創出します。

福祉・生活の分野では、健康づくりの推進と地域医療体制の整備として、市民の健康と地域医療を支える新しい市立野洲地域医療センターの整備を進めるため、本体工事を進めています。別途、付帯事業を令和8年度中に行う予定です。

骨粗鬆症の予防等とともに、回復期リハビリ病棟退院後における患者支援のスキームの構築を目指します。令和7年度からは骨粗鬆症と関連が強く、また高齢者を中心に症例が多い「せき椎」を研究課題に追加しています。野洲市をフィールドとする臨床研究を通じて、市民の健康寿命の延伸に資する有効な事業や制度の立案・試行等に取り組みます。

令和10年度開始の「野洲市ほほえみやす21健康プラン（第3次）」が実効性のある計画となるよう、令和8年度から2年度にわたり策定支援業務を委託し、市民が生涯現役で健康に暮らすために、人が支え合い、健康で生き生きと暮らせるまちづくりを推進します。啓発活動の効率化と相乗効果を図るため、「食育推進計画（第5次）」と一体的に策定します。

高齢者が生き生きと暮らせるまちづくりとして、高齢者にも安心安全で楽しいまち～健康づくりポイント制度で、楽しみながらの健康長寿のまち～、と銘を打ち、県内で推進している健康づくりポイントアプリ「ビワテク」の機能を新たに市独自で拡充し、所定のポイント以上を獲得して賞品に応募した市民の方を対象にデジタルギフトを付与します。ポイントを貯めることで市民が楽しみながら健康づくりに取り組めるよう支援を行い、市民の健康維持へのモチベーションを高め、生活習慣病予防や健康寿命の延伸につなげます。

産業・観光・歴史文化の分野では、商工業の振興として、商工業振興基本計画に基づき、創業促進を図るため、市内で創業する小規模企業者を対象に、創業にかかる経費の一部を補助します。

農林水産業の振興として、農業者や非農業者が共同で、または農業者が単独で取り組む農地や農業用施設の保全活動及び農村環境向上のための活動を支援します。

地域の環境を保全するとともに、特色ある地域農産物の生産を拡大するため、環境こだわり農業や環境保全に取り組む農業者を支援します。

有害鳥獣による農林水産物等への被害を防止するため、捕獲や駆除を狩猟団体に委託するとともに、獣害防護柵などを地域へ提供します。

加えて、イノシシの被害が急速に拡大していることを踏まえ、新たに有害鳥獣被害対策に特化した地域おこし協力隊を雇用し、狩猟団体と連携して被害の軽減に努めます。

環境・都市計画・都市基盤整備の分野では、均衡ある土地利用の推進として、令和6年をもって閉館したさざなみホールの新たな活用を目指し、外装改修に向けた調査や、令和7年に得られた市民意見を踏まえての事業化に向けた可能性調査を行った上で活用の方向性を定めます。

野洲駅南口の市有地において、令和7年度に見直しを実施した整備構想に基づき、各ブロックの具体的な整備方針や整備計画を検討し、野洲駅南口整備構想基本計画の策定に取り組むことで、事業の実現可能性を高めていきます。

野洲市市営住宅長寿命化計画に基づき、団地別・住棟別に適切な建て替え・修繕等を年次的に実施します。今年度は永原第1団地3号棟の長寿命化改修工事を行います。

自然環境・美しい景観の保全として、公園施設長寿命化計画に基づき、健全度調査で改善が必要と判断された、野洲川河川公園等の施設や遊具の改修設計及び工事を実施します。

生活環境の保全と上下水道サービスの安定供給として、良質で安全な水道水の安定供給のため、耐用年数が到来している配水管の更新及び老朽化した水源地施設の更新事業を実施します。また、昨年度に完了した配水管更新工事の舗装本復旧工事を実施します。

持続可能な下水道施設を管理するため、長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位づけを行った上で、施設の点検・調査、修繕・改善を実施します。

防災・減災対策の強化として、中主防災コミュニティセンター改修工事を行い、屋根防水や壁面等の改修により長寿命化を図るとともに、大規模災害時等における庁舎の電源確

保のために、自家発電装置を72時間に更新し、機能強化を図ります。

野洲川M I Z B Eステーション等整備事業では、県立高専開校に併せた令和10年度春の供用開始に向け、設計業務を進めます。また、継続して社会実験等を実施し、事業の周知・広報及び維持管理・運営のあり方についての検討を進めます。

道路ネットワーク整備と交通安全の推進として、野洲川M I Z B Eステーション及び県立高等専門学校へのアクセス性向上、国道8号野洲栗東バイパスと大津湖南幹線の道路ネットワーク強化を目的とした道路整備事業を行います。今年度は、道路詳細設計及び用地測量を実施します。

公共交通の利用促進策として、市立野洲地域医療センターの開院に併せコミュニティバスを再編し、駅から市立野洲地域医療センター間の「永原循環線」を大幅に増便します。

さらには民間路線バスの利用促進を図るため、新たに民間路線バス学生定期購入者と65歳以上小判手形定期購入者に対する助成を開始します。

公共交通の利便性の向上として、まず、市内の公共交通機関の1つであるコミュニティバスを適正に運行することにより、一層の地域住民の移動手段の確保を図ります。また、コミュニティバスの再編を実施するとともに、I C O C Aカード決済システムを新たに導入し、利用者サービスの向上を図ります。

市民活動・行財政運営の分野では、「野洲市公共施設等総合管理計画」を改訂し、各施設の老朽化に伴う劣化状況等を調査し、併せて今後の各施設の整備方針について検討を行うことで、財政健全化の推進を目指します。

ふるさと納税推進事業について、寄附受付サイトを通じてふるさと野洲の魅力を幅広く周知するとともに、寄附金を広く募り、当該寄附金を財源として豊かなまちづくりを推進します。また、本市の資源を生かした返礼品の充実に取り組み、地場製品の振興、新たな需要の開拓、地域ブランド力の向上につなげます。

以上が、令和8年度の主要な施策です。慎重なご審議をよろしくお願いいたします。

終わりに、最後になりますが、人口減少局面においても、今後の野洲の飛躍を支えるための強固な財政基盤の確立を目指さなければならないと考えています。何より健全な財政には毎年のフローのあり方が重要です。一時期のストックの状況に一喜一憂するのではなく、中長期的な視点を持った持続可能な財政運営を引き続き行ってまいります。

今後も、市民及び議員の皆様のご理解とご協力をお願いいたしまして、私の施政方針といたします。

○議長（津村俊二） この際、申し上げます。本日、報道関係者が来られており、その方に対し、録画、録音、写真撮影等を許可しますので、申し伝えておきます。

次に、教育方針について、教育長。

○教育長（北脇泰久） 議員の皆さん、おはようございます。

それでは、令和8年度野洲市の教育方針について、その概要を説明いたします。

2024年10月、本市が市制施行20周年の節目を迎え、これを機会として今年度、野洲市“はたち”からのチャレンジテーマを設定しました。それが「心ひとつに 仲間とともに 自分の花を咲かせよう！」です。子どもたちにとって、教職員にとって、そして教育、教育活動や様々な活動場所において、ご支援、ご協力をいただいている皆さんにとって、市制施行22年目が成長を実感できる1年にしたいとの思いから、引き続き2年目のチャレンジテーマとします。

なお、今年度から開始されたALT（外国語指導助手）に協力いただいて、チャレンジテーマとサブテーマですが英訳を加えました。

このテーマの趣旨は、毎日の学校生活を通して、教職員は、子どもたちの「生き方」に生きる勇気と夢を与え、子どもたちは、仲間とともに“自分の花”を咲かせるために切磋琢磨します。やがて互いの個性や頑張り認め合い、一生懸命に努力する子どもたちの姿は学校中に広がり、さらには地域からも愛される“学校文化”を創り出します。

具体的には「心ひとつに」幼稚園・学校と地域住民等がコミュニティ・スクール等において、目標やビジョンを共有し、一体となって“子どもたち”を育てていきます。コミュニティスクールの充実・発展を期待するものです。

「仲間とともに」、「生きる力」を育成し、幼稚園・学校という集団生活の中で高め合います。授業や体験活動、学級活動を生かした人間関係づくりを重視してほしいと思います。

「自分の花を咲かせよう！」子どもたちの「生き方」に生きる勇気と夢を、「自分の花」を咲かせることは、自分の夢や希望を仲間とともに実現（自己実現）することです。

野洲市は“人権尊重のまち”です。このまちに「住んでよかった」、から「生まれてきてよかった」と思えるよう、一人ひとりを大事にする人権教育や特別支援教育を行います。

また、「ふるさと“野洲”に愛着と誇りをもち、たくましく“生き抜く”力の育成」を目標にして、子どもたちの夢や希望が実現できるよう「愛と輝きのある教育のまち・野洲」を目指します。

ところで、地球温暖化による猛暑や豪雨によって、子どもの体力づくりや集団活動の屋

外での機会が減少する傾向にあります。また、コロナ禍以降の外遊びやスポーツ機会の減少、行事や部活動の制限、自宅時間の増加による運動不足や生活リズムの乱れなどが体力や教育に与えた影響も大きいと考えられます。

一方で、令和7年度を振り返っても、大雨・河川氾濫・土砂災害、大規模山林火災・大規模地震、熊・イノシシ・鹿などの獣害などの災害が各地で起きています。災害はいつ・どこで発生するか分かりません。災害に備えた危機管理としてのぼう災（防災・忘災）教育・学習だけでなく「行動（考動）」＝自分で判断し、行動する力を育てる」教育にも重点を置かなければなりません。つまり、日常的な「安全管理」と「命を守る」（自分の命は自分で守る）判断力意識を醸成することが重要です。この目標を実現するために、大きくは2つのことが大事と考えます。

まず1つ目は、「地域を知る」ことは「命を守る」ことにつながります。

各校・園においては、校区内のフィールドワークやふるさと探検など（いわゆるふるさと学習）で「地域を知る」活動に取り組んでいます。

市内の子どもたちは、バスで、徒歩で、自転車で学校に通っています。かなりの距離を歩いたり、自転車で登下校したりする子どもの状況を知る上でも、緊急時や災害発生時の避難場所を知ることと併せて、「地域を知ることは命を守る」ことにもつながる非常に大切な活動です。小学校3年生に配本されている社会科副読本「わたしたちの野洲市」を活用して、地域を知る、地域に学ぶことも大切な活動です。

2つ目は「子どもを知る」ことで「将来の夢や希望」につなげようです。

子どもたちには、「生きる力」をつけてほしいと願っています。そのためには、子どもの生活実態や思いをつかむことが必要です。

学校は、授業などを通して「学力をつける場」であり、子どもたちが現実のトラブル、ぶつかり合いを通して、「人間関係を学ぶ場」です。もちろん、学校は組織であり子どもにとって集団生活の場でもあります。

昨今の野洲の教育課題解決のためには、早い対応、広い視野、そして、教職員の鋭い感覚が重要です。子どもの命を守るのは、人権感覚・感性に負うところが大きいと考えます。

3つ目は「子どもに寄り添う」とは「厳しさも含めた“優しい”人」になることです。本当の優しさとは何かということ自分を問うてほしいと思います。

かつて、奈良の寺澤亮一先生がこんなことを話されました。「子どもたちは、毎日、泣いたり笑ったり喜んだり苦しんだりしてるんやで。これらを“憂い”というなら先生には、

どうかそんな憂いに寄り添う人、「憂」という漢字の横に「人」と書きます。“優しい人”になってや。」と話されました。何よりも本市の子どもたちには大事な要素であると考えます。

そしてもう一つ、まず、一歩前へ！「やってみる」こと、そして何事にもチャレンジしよう！です。

令和7年度から、学校司書を1名配置したことで、子どもたちの読書への関心がより高まりました。学校によっては、これまでの約3倍の子どもたちが図書室で本を読んだり、司書に相談をしたりしています。同時に、図書室が居心地のよい場所になっています。また、ALTの配置により、その先生の出身国の生活や文化などに触れる機会が増え、英語への興味関心が高まり、学習することの楽しさを感じている子どもたちも増えました。

学校司書に相談したりALTと英語で会話したりすることはちゅうちょするかもしれませんが、でも、少しの勇気と仲間がいれば、「やってみる」という気持ちになれます。やれるかどうかはやってみないと分かりません。大切なのは目標や夢を持ち、まずは一歩前に歩き出すことです。成功すれば自信になります。失敗は成長につながります。失敗することを恐れず、何事にもチャレンジすることを大事にしてほしいです。ぜひ、「まなび野洲検定」にもチャレンジしましょう。

本市には、「やってみる」ことと「仲間の存在」を自分事で捉えて、たくましく成長している子どもたちがいます。その1人、中学3年生の田中杏奈さんが自身の課題と向き合い、成長を振り返って自分の思いを書いてくれました。しっかりと「今」を見詰め、自分の生き方をつづっています。作文は掲載をしていますので、じっくりとお読みください。

さて、令和8年度、野洲市では次の3つの視点で教育を進めます。

サブテーマは“咲かせよう！一人ひとりの夢の花”です。

1点目は、学校教育を中心に子どもの『生き抜く力』を育てます。

今日、子どもたちを取り巻く社会は目まぐるしく変化し、価値観の多様化が一層進んでいます。子どもたちが社会でたくましくしなやかに人生を切り拓いていくためには、学力はもとより高い自尊感情や豊かな情操、そして、それを支える健康な体が求められます。

本市では、こうした子どもたちの資質や能力を学校・園が家庭や地域と協働して育てていきます。

2点目は、学校と家庭、地域が一体となって『子どもの育ち』を支援します。

「学校の子は地域の子」です。子どもたちは、学校や園だけでなく、家庭や地域の皆さんに支えられて成長していきます。そこで、各学校・園のコミュニティ・スクールと地域学

校協働活動により、学校・園を核として家庭や地域が協働して子どもの成長を支えています。

3点目は、『生涯学習のまちづくり』です。

誰でもどこでも学び合い、生涯にわたって成長し、心豊かに生きていく社会を目指します。また、その成果を人とのつながりや地域の活性化にも生かして、教育の面から野洲市の目指す「住んでよかった」、「住んでみたい」、「住み続けたい」まちづくりにつなげていきます。そして、誰もが人生を通して「生まれてきてよかった」と実感できるまちを目指します。

次に、ここからは、令和7年度を振り返って、その成果と課題をやや簡潔に述べます。

市教育委員会では、『野洲市総合計画』や『野洲市教育大綱』のもとに、『野洲市教育振興基本計画』を定めています。ここでは、基本理念「愛と輝きのある教育のまち・野洲」のもと、一人ひとりが大切にされ、大人も子どもも学び合う人づくり・まちづくりを目指してきました。

まず1つ目は、学校・園についてです。

①心に響く人権教育の推進。

本市では、全国的な状況と同様に、情報化の進展や価値観の多様化に伴って、子どもたちを取り巻く社会の状況は大きく変わり、いじめや差別発言、SNS上での人権侵害、誹謗中傷など、様々な問題が学校現場においても発生しています。これらの状況を踏まえ、令和6年度より「野洲市人権学習プラン」改訂プロジェクト部会を立ち上げ、小中学校における人権学習の内容を見直し、新たな「野洲市人権学習プラン」を作成しました。

全ての子どもたちの人権が守られ、安心して過ごせるよう、各教科や総合的な学習の時間、特別活動などの全教育活動を通じて、子どもたちの心に響く人権教育を推進するとともに、差別を許さない集団の育成に努めました。

②不登校について。

野洲市内の令和6年度不登校率は、小学校で2.71%、中学校では6.36%となっています。小学校は滋賀県、全国より高く、中学校は滋賀県、全国より低くなっています。全国的にも不登校児童生徒数は増加傾向にあります。令和6年度の不登校児童生徒数は35万人を超えました。本市内小中学校においても、無支援の子どもたちをなくすために関係機関と連携し、指導や支援を行ってきましたが、まだ十分とは言えない状況です。

③学力について。

過去5年の「全国学力・学習状況調査」の「学力調査」においては、全国平均並みと言えます。学力面では「複数の情報を整理・比較して結論を導く」、「根拠を提示して、論理的に理由を説明する」、「解決方法を考える、条件を変えて検討する」といった力に課題が見られ、「主体的・対話的で深い学び」が実現できるよう、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実していくことが求められます。生活面では、基本的な生活習慣は一定身につけているものの、変化の激しい時代に求められる資質・能力としての「非認知能力」を育むことが今後も大切です。

また、課題の1つにICTの活用があります。ICT機器の活用頻度を問う設問では、「週3回以上」と答えた児童生徒は、改善傾向にはあるものの、全国と比べても非常に低い状態にあります。「個別最適な学び」と「協働的な学び」が一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現につながるよう授業づくり・授業改善を一層推し進めていく必要があります。

④教職員の資質向上について。

令和7年度は、全国で様々な教職員の不祥事が発生し、信頼回復のために国を挙げて研修が実施された年度でもありました。

本市では、教職員等による児童生徒への性暴力防止等の研修を複数回実施し、未然防止に努めました。また、いじめを見過ごさないために、各校の生徒指導担当を中心に、教職員がいじめをしっかりと認知できるよう研修を行いました。さらに、人権感覚を高め、差別を許さない学校をつくるため、各校の人権教育担当を中心に、人権に関する研修を行いました。

また、教育研究所が中心となり、生成AIの活用や特別支援教育、生徒指導など、様々な内容の夏季研修を企画し、教職員のスキルアップを図るとともに、先輩教員から若手教員が学ぶ機会を設け、授業力向上を目指し、研究授業を実施しました。

⑤施設面については、令和6年度から進めていた北野小学校校舎大規模改修事業の修正設計の完了に続いて、仮設校舎の建築に向けた準備を進めました。

同様に、令和6年度から進めていた市内3中学校の体育館及び柔剣道場への空調設備設置をするための設計業務が完了し、体育館における空調設備設置に向けての進めました。

また、学校環境の改善のため、中主中学校校舎の和式トイレの一部を洋式化へ改修しました。三上小学校については、体育館トイレの改修工事設計業務及び工事を発注しており、

年度内の工事完了を予定しています。

さらに、令和5年度から3か年度計画で進めていた学校給食センターの施設改修工事は、令和7年9月に完了しました。

⑥特別支援教育については、本市では、特別支援学級の在籍児童生徒だけでなく、通常学級においても、個別の教育的支援を必要とする児童生徒が多く在籍しています。各校では、障がいの有無にかかわらず、全ての児童生徒が持てる力を十分に発揮し、伸び伸びと学校生活を送れるよう、一人ひとりのニーズに合った支援を行っています。そのためには、教職員が障がいについて正しい知識を持つことが必要です。今年度は、特別支援教育夏季研修会をはじめ様々な研修会を実施し、教職員の資質向上に取り組みました。

また、保護者や本人の意向によって、特別支援学校ではなく地域の学校へ就学するケースもあり、今後はインクルーシブの視点に立った環境整備がさらに必要になっていくと考えています。

次に、家庭や地域の成果と課題について述べます。

①家庭教育の推進とその支援について。

本市では令和5年度から各小中学校に、令和6年度から各幼稚園にコミュニティ・スクールを導入しています。「地域学校協働活動推進員」の配置は、地域と学校をつなぐ核となっており、学校、幼稚園・地域・家庭の協働によって地域が子どもの「居場所」となり、地域の「つながり」が豊かになることで「非認知能力」育成をはじめ様々な教育課題の改善が期待されます。また、「家庭教育支援員」は、不登校傾向の児童生徒の登校支援や保護者支援が児童生徒と保護者が地域や学校とつながるきっかけづくりに寄与してきました。

②地域の教育力と人材育成では、全国的に「地域の子どもは地域で守り育てる」という意識が希薄になってきています。また、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する中で、地域活動を推進する人材の育成という視点を大切にしてきましたが、活動を担う人材の高齢化が課題となっています。

次に、3つ目の生涯学習の成果と課題については、4つあります。

①生涯学習の実践として、人づくりと活力ある地域づくりを目指す「生涯学習カレッジ」を実施しました。

今後も年齢やニーズに応じた学習機会の充実を図るとともに、各個人がその学習の成果を地域で生かせる環境づくりを広げ、次代の担い手を育てていく必要があります。

②子どもの読書活動推進については、令和7年3月に策定した「第4次野洲市子どもの

読書活動推進計画」に基づき、その初年度として家庭、地域、学校・園が連携した読書環境の整備に取り組みました。

また、学校図書館の運営に当たっては、令和5年度からの学務課兼務の図書館司書を「学校図書館支援員」として整備を進めてきましたが、令和7年度に学校司書を1名新規に配置し、その取り組みを強化しました。学校司書の配置校では、子どもたちの読書活動が活性化し、学校図書館の利用が大幅に増加しました。今後も、授業における図書館活用や子どもの読書意欲を高めるための様々な活動を充実させていく必要があります。

③文化歴史。

文化財に関わっては、「永原御殿跡」の保存整備に向けた事業を実施しました。

また、野洲市文化財保存活用地域計画については、8月に策定記念シンポジウムを開催しました。

博物館では、秋期企画展「野洲川下流域の暮らしの変貌－発掘調査にみる古代・中世－」や、「竹工芸作家 杉田静山の世界－美へのまなざし－」のテーマ展などを実施しました。

④図書館においては、資料の貸出しや資料相談業務を実施しました。また、これからの野洲図書館のあり方を考える講演会とライブラリーミーティングを開催しました。市民一人ひとりの課題解決に役立てられるような幅広い分野の資料の収集・提供を行うとともに、市民が安心・安全に過ごすことができるサードプレイスとしての役割を果たせるよう、図書館サービスを行っていく必要があります。

それでは、大きな2番目の令和8年度の具体的な施策についてご説明申し上げます。大きくは3つにまとめています。

まず1つ目は、学校教育を中心に子どもの「生き抜く力」を育てます。全部で12点あります。

①「仲間づくり」を大切にしたい、道徳教育や就学前からの人権教育の充実に努め、いじめや差別を許さない、一人ひとりを大切にしたい教育を推進します。また、いじめの未然防止のため、子どもたちが自ら考え、行動する主体的な活動や取り組みを進めます。具体的には、仲間との協働活動や体験学習、ゲストティーチャーを招いての交流の機会を設けます。

②児童生徒のいじめや不登校、問題行動、また、教職員の不祥事や体罰問題などを未然に防ぐため、「人権感覚向上シート」を活用した教職員研修の充実に努め、学校・園の初期対応や組織対応の強化に努めます。また、今年度も市内の教職員全員を対象とした統一テ

ーマ研修を実施し、全ての教職員の人權感覚と指導力の向上に取り組んでいきます。さらに、スクールロイヤーや学校支援員による支援も継続します。

③ S S R（スペシャルサポートルーム）の取り組みを推進し、教室に入りにくい子どもたちの居場所として、学びを保障する場とします。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、早期に適切な支援ができるよう取り組みます。

④ コミュニティ・スクールを通じて、地域の皆さんとともに子どもたちの強みと課題を共有し、将来の夢や希望を支える教育活動を推進します。また、その成果を地域に積極的に発信していきます。

⑤ 教育研究所は、全国教員研修プラットフォームを活用し、いつでもどこでも研修を受けられる機会が設けられていることを生かしながら、本市でも独自の研修を企画・考案し、取り組んでいきます。また、各学校では、主体的な教員の学びを支援し、指導力と授業力の向上に努めます。

⑥ 野洲市学校施設長寿命化計画に基づき、北野小学校大規模改修工事及び中主中学校大規模改修工事基本設計業務を進めます。

また、中主中学校において早急に対策が必要な校舎トイレの改修及び技術棟の改修について、先行して実施設計を進めていきます。

さらに、熱中症対策と避難所機能強化のため、学校体育館への空調設備設置に向け、3中学校の工事並びに6小学校の設計業務を進めます。

⑦ G I G Aスクール構想における I C T機器の活用については、授業等での目的に応じた使い分けができるように技能習熟を図るとともに、そのための教員研修体制をさらに強化していきます。また、児童生徒の端末の利活用に向けて、I C T環境の整備を進めます。

⑧ 児童生徒の I C T機器の使用頻度が増えるほど、大人の想定を超えたネットいじめ等の問題が起こる可能性も増えると考えられます。そのため、児童生徒の発達段階に応じた情報モラル教育をさらに充実させていきます。

⑨ 令和7年度末に「野洲市業務量管理・健康確保措置実施計画」を作成し、令和9年度末までに達成すべき6つの目標を定めました。

今後は目標を達成するために具体的な取り組みを行い、子どもたちと向き合う時間の確保ができるようにします。そして、「働き方改革特別検討会」を開催します。

⑩ 学校給食センターの施設改修工事が令和7年9月1日に調理場内での工事を終え、令和7年度2学期から更新した大型調理機械や職場環境の改善を図ることができ、より一層

衛生的な環境を実現することができました。また、令和7年度から始めた調理業務等の一部民間委託を引き続き進め、安全安心な学校給食を安定的かつ持続的に提供します。

⑪特別支援教育に関する正しい知識を全ての教職員が持てるよう、様々な研修会を実施し、教職員の資質向上を目指します。また、子どもたちの障がいの状態を把握し、インクルーシブな視点に立った教育環境を整えていけるよう努めます。

⑫学校司書を増員し配置校を増やすことにより、学校図書館の一層の充実を図り、子どもの自発的・主体的な読書活動を促します。また、学校司書が教員の教育活動を支援し、子どもたちの学びの質を向上させます。

続きまして、大きな2つ目、～学校・家庭・地域が一体となって～子どもの「育ち」を支援しますについては7点あります。

①学校と家庭や地域と連携し、子どもたちの基本的な生活習慣の確立に向けた啓発を進める。その一環として「愛の声かけ運動」などの挨拶運動を引き続き推進します。

②ふれあい教育相談センターの充実を図り、不登校やいじめの問題を抱えている子どもや保護者を対象に、不安や悩みについての相談に努め、学校に行けない、行きにくい子どもたちを支援します。

③野洲市青少年育成市民会議を中心として「地域の子どもは地域で守り育てる」機運を高めるとともに、守山野洲少年センターをはじめ関係団体と連携・協力し、青少年の健全育成に努めます。

④各コミュニティセンターで地域の人々が運営される「地域子ども教室」において、子どもたちの体験学習の場としての支援を続けます。

⑤地域とともにある学校・園へ転換するためにコミュニティ・スクールの仕組みを活用し、学校運営協議会を軸としながら、地域の皆さんと協働して「わがまちの良さ」を生かした教育活動を進めます。

⑥「家庭教育支援員」の配置を継続し、児童生徒の登校支援などを行い、家庭の環境や学校の状況に応じた支援活動を実施していきます。

また、学校ではSSRをはじめ、学校に行きにくい子どもたちの中で個別に支援が必要な児童生徒に対して、学習や生活の支援を継続して実施します。

加えて、ふれあい教育相談センターでは、センター内での児童保護者支援に限らず、家庭を訪問し、ご自宅近くの公共施設を利用して手を差し伸べる支援を進めます。

⑦今年度は中学校部活動体制を継続しつつ、子どもたちの活動機会の確保と教職員が子

どもに向き合う時間の確保を目的に、地域展開を進めます。

また、運営協議会の設置や指導者登録制度の確立を進め、地域と学校が連携した持続可能な運営体制の整備を目指します。

続いて、大きな（３）点目は、～誰もが生涯にわたって成長し心豊かに～、だれでもどこでも学びあえるまちづくりを目指します。３点あります。

①令和６年３月に策定した「第３次野洲市生涯学習振興計画」に基づき、市民の学習意欲に応える「生涯学習カレッジ」や出前講座を実施します。また「第４次野洲市子どもの読書活動推進計画」に基づき、学校司書の活用を含めた学校図書館の機能充実を図り、子どもの主体的な読書活動と学びを支援します。

②野洲図書館では、市民のニーズに応えられる資料を幅広く収集し、市民に提供します。特に子どもたちへは、学校や園への図書セットの貸出しやおはなし会などの読書啓発事業を継続するとともに、学校図書館への支援も引き続き行っていきます。

また、野洲市に住む誰もが利用しやすい図書館サービスの構築を目指し、野洲駅の「予約本受取ボックス」の利用促進とともに、移動図書館サービスの導入に向け検討を進めます。

③国史跡「永原御殿跡」については、地域と協働して史跡の公有化や発掘調査、保存整備工事、公開・活用事業を継続します。

野洲市文化財保存活用地域計画は、計画期間の初年度に当たり、計画内容に従って、優先度の高い課題から取り組みに着手していきます。

また、博物館では地域の歴史や文化を、時節に即したテーマで分かりやすく紹介する企画展を開催します。

以上、令和８年度の教育方針の概要について申し上げました。

議員の皆様、市民の皆様とともに野洲市の教育発展に向けて進めてまいりたいと思います。引き続き、皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げて、教育方針の説明といたします。ありがとうございました。

（日程第４）

○議長（津村俊二） 日程第４、議第３号から議第４０号まで「令和８年度野洲市一般会計予算」他３７件を一括議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（櫻本直樹） 本日ここに、令和8年第2回野洲市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、全員出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

本定例会においては、議案としまして、新年度予算10件、令和7年度補正予算6件、条例の制定・改廃14件、その他6件、人事案件2件の合計38件を提案いたしますので、ご審議をよろしく申し上げます。

議第3号「令和8年度野洲市一般会計予算について」ご説明申し上げます。

令和8年度当初予算の概要については、先ほどの施政方針で説明をいたしましたので、重複する部分もごさいますが、大要についてご説明いたします。

令和8年度予算は、「若い世代から選ばれるまち」、「高齢者にも安心安全で楽しいまち」、「市民・民間の力を最大限活かすまち」を目指すため、次世代への投資を行い、市の魅力を高めつつ、持続可能なまちづくりを進めていくこととし、各種の施策を積極的に展開し本市における行政課題に適切に対応できる予算となりました。

一般会計における歳入歳出の予算総額は、過去最大の278億6,000万円の当初予算となっています。

歳出について、具体的に、ハード事業では、野洲こどもの家移転新築事業、北野小学校大規模改修事業、中学校体育館空調整備事業、市営住宅永原第1団地3号棟修繕工事、中主防災コミュニティセンター改修工事、MIZBEステーション整備費など、まちの基盤整備や市民活動拠点整備を着実に進めるものです。

ソフト事業では、野洲駅南口周辺整備事業の推進、公共交通利用促進事業として、I C O C Aの導入や民間の「永原循環線」を増便し、学生や65歳以上の定期購入者への補助を始めます。

また、生活習慣病予防や健康寿命の延伸につなげるため、「ビワテクアプリ」を市独自で拡充、子育て世帯すくすく応援事業の開始や、全ての小学校のプール授業を安全に継続実施できるよう民間などの屋内プールで、指導員を配置し充実した授業を行います。

さらに、小中学校における外国語指導助手（ALT）や学校司書の拡充、新たに移動図書館事業の整備に着手するなど、子育て・教育支援の拡充や、高齢者福祉の向上により、まちの魅力を高めてまいります。

次に、債務負担行為については、後年度にわたり実施する事業として、野洲市役所空調設備更新事業他6件の設定をしています。

次に、地方債については、北野小学校大規模改修事業、中学校体育館空調整備事業、市

道新設改良事業、上下水道出資債、公共施設等適正管理推進事業など合計で18億1,760万円の借入れを予定しています。

歳入においては、景気の動向を考慮した結果、個人市民税、法人市民税及び固定資産税の増収を見込み、地方交付税も普通交付税において増加を見込んでいます。

また、学校給食負担金は、小学校の学校給食の無償化により減額としていますが、県補助金で学校給食費軽減交付金を見込み、北野小学校大規模改修事業による学校施設環境改善交付金の増加や、障がい・保育運営など扶助費の増加により国庫支出金、県支出金の増額を見込んでいます。

寄附金ではまちづくり寄附金を前年度と比較し、増額を見込み、繰入金では、財政調整基金とまちづくり基金を計上しています。

人件費や物価高騰による施設管理経費等の上昇、建築を含む工事費の高騰などが見込まれる中、限られた財源を最大限活用した予算編成ができたものと考えています。

以上、令和8年度一般会計予算の概要説明といたします。

次に、議第4号から第12号までの令和8年度の各特別会計予算及び事業会計予算についてご説明申し上げます。

議第4号「令和8年度国民健康保険事業特別会計予算」につきましては、歳入歳出の総額は45億291万4,000円で、対前年度比から1.5%の増となっています。

歳出の保険給付費は、対前年度比で2.1%の増となっており、これに合わせて、歳入の県支出金も対前年度比で1.4%の増となっています。

また、国民健康保険税につきましては、子ども・子育て支援金分の追加により、対前年度比で5.3%の増となっています。

なお、令和8年度の国民健康保険事業財政調整基金からの繰入額は3,200万円としています。

次に、議第5号「令和8年度後期高齢者医療特別会計予算」につきましては、歳入歳出の総額は10億529万9,000円で、対前年度比で18%の増となっており、滋賀県後期高齢者医療広域連合における仮算定段階での保険料率等を基に計上しております。

当該保険料収納額を滋賀県後期高齢者医療広域連合に支払う納付金総額は9億7,305万4,000円で、対前年度比で17.6%の増となっています。

次に、議第6号「令和8年度野洲市介護保険事業特別会計予算」は、歳入歳出予算の総額が46億8,000万円で、対前年度比1.2%の増となっています。

歳出では、介護サービスなどの保険給付費において、地域密着型介護サービス給付費や介護予防サービス等諸費の利用拡大により増額となっています。

歳入では、歳出の介護サービス給付費等の増に伴う国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び一般会計からの繰入金の調整により増額となっています。

次に、議第7号「令和8年度野洲市墓地公園事業特別会計予算」は、歳入歳出予算の総額が3,067万円で、対前年度比18.9%の増となっています。

墓地公園の施設更新として、さくら墓園ポンプ場水位計取替工事や墓地公園整備基金積立金の増により増額となっています。

次に、議第8号「令和8年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算」は、歳入歳出予算の総額が1,384万4,000円で、対前年度比1.9%の増となっています。

主な内容としましては、歳入では、石部頭首工管理事業負担金、基幹水利管理事業費補助金、一般会計繰入金などを計上し、歳出では、石部頭首工に係る基幹水利施設等管理委託料などを計上しています。

次に、議第9号「令和8年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算」は、歳入歳出予算の総額が1億508万7,000円で、前年度と同額となっています。

本年度は一般会計繰出金などを計上しています。

議第10号「令和8年度野洲市水道事業会計予算」につきましては、業務の予定量を給水戸数2万2,304戸、年間総配水量707万7,882立方メートル、1日平均配水量1万9,391立方メートルを予定しており、収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益10億6,603万8,000円に対しまして、水道事業費用が11億3,029万4,000円となり、6,425万6,000円の赤字予算となります。

資本的収入及び支出につきましては、水道事業資本的収入8億3,357万6,000円に対し、水道事業資本的支出は11億5,677万3,000円で、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、3億2,319万7,000円につきましては、損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんするものです。

なお、令和8年度におきましても、引き続き配水管布設替工事等を予定しております。

議第11号「令和8年度野洲市下水道事業会計予算」につきましては、業務の予定量を排水戸数2万1,807戸、年間総汚水量764万180立方メートル、1日平均汚水量2万932立方メートルを予定しており、収益的収入及び支出につきましては、下水道事業収益16億8,157万8,000円に対しまして、下水道事業費用が17億2,64

1万9,000円となり、4,484万1,000円の赤字予算となります。

資本的収入及び支出につきましては、下水道事業資本的収入4億7,153万1,000円に対し、下水道事業資本的支出は10億451万4,000円で、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、5億3,298万3,000円につきましては、損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんするものです。

なお、令和8年度におきましても、引き続きストックマネジメント点検調査等を予定しております。

議第12号「令和8年度野洲市病院事業会計予算」について説明いたします。

業務の予定量は、病床数199床、年間患者数は、入院が5万4,750人、外来が6万2,920人を、1日平均患者数は入院患者数150人、外来患者数260人を予定しております。

収益的収入及び支出につきましては、収益的収入として、入院及び外来収益などの医業収益と、医業外収益を合わせた病院事業収益39億1,199万5,000円を計上し、収益的支出は給与費及び経費などの医業費用並びに医業外費用等を合わせ、病院事業費用42億9,000万円を計上しています。

資本的収入につきましては、107億5,608万5,000円、支出につきましては111億9,812万7,000円を計上し、不足の4億4,204万2,000円は、損益勘定留保資金、減債積立金及び建設改良積立金で補てんするものです。

資本的支出の主なものとして、委託料では、新病院整備事業に3億5,103万1,000円を計上し、工事請負費では、同じく新病院整備事業に89億8,841万円を計上しています。器械備品購入費では、医療機器等の購入のため14億7,700万円を計上しています。

以上、各特別会計・事業会計の提案説明といたします。

次に、議第13号から議第18号までの令和7年度一般会計補正予算、特別会計補正予算について、ご説明申し上げます。

まず、議第13号「令和7年度野洲市一般会計補正予算（第10号）」は、歳入歳出予算それぞれに3億9,532万1,000円を増額します。

歳出の主な内容についてご説明申し上げます。

全体としては、今年度の執行状況及び決算見込みによる事業費の減額及び財源更正となっておりますが、個別の内容として、総務費では、基金積立費について今後の施設更新等

に対応するため公共施設等整備基金などに積立てを行う他、住民情報システム費について、入札による差額や国に準拠したシステム標準化移行が延期になったことから、減額します。

民生費では、後期高齢者医療負担金事業費や児童手当費の決算見込みによる減額を行い、一方、民間保育所等保育費において利用者数の増加及び給付単価の見直しなどにより、委託料及び扶助費を増額します。

衛生費では、塵芥処理費として、ごみ収集委託料の入札差額による減額を行います。

農林水産業費では、農地利用効率化等支援事業費補助金などの決算見込みによる減額を行い、一方、地域農業構造転換支援事業補助金を追加し、県営土地改良事業負担金を増額します。

土木費では、道路新設改良工事費として、(仮称)市三宅妙光寺バイパス線の道路設計委託料の追加を行う他、事業費精査による減額が主な内容となっています。

消防費では、消防施設整備費において、防火水槽漏水工事の再精査による減額を行います。

教育費では、事業費精査による減額が主な内容となっています。

次に、歳入の主な内容は、固定資産税は決算見込みにより減額となりますが、個人市民税、法人市民税などについては、決算見込みにより増額となり、市税全体として増額となります。

普通交付税については、追加交付により増額します。

国庫支出金、県支出金については、各事業の決算見込み等に合わせ、子育て部門や農林水産業で増額し、主に児童手当や土木に係る部分について減額します。

財産収入については、第9期野洲市介護保険事業計画に基づく野洲市地域密着型サービス等整備事業に係る公共用地売払いにより、不動産売払収入を計上します。

寄附金については、ふるさと納税について決算見込みにより増額します。

繰入金については、財政調整基金の取り崩しを全額取りやめて減額します。

諸収入については、住民情報システムなどのシステム標準化移行の延期により減額します。

市債については、地域用水機能増進事業債の増額その他、充当事業の精査による減額が主な内容となっています。

次に、議第14号「令和7年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)」は、歳入歳出予算それぞれに2億2,243万1,000円を増額するものです。

補正の主な内容は、歳出では、療養給付費及び高額療養費給付金の執行見込みの増加に伴い、保険給付費を増額します。

歳入では、保険給付費の増加により県支出金を増額し、収支の財源調整として繰越金を追加計上します。

次に、議第15号「令和7年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」は、歳入歳出予算それぞれに5,148万5,000円を増額するものです。

補正の主な内容は、歳入では、後期高齢者医療保険料の決算見込みにより追加し、それに伴う保険基盤安定負担金額の確定により、繰入金については減額します。

歳出では、歳入の増額に伴い後期高齢者医療広域連合納付金を追加します。

次に、議第16号「令和7年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」は、歳入歳出予算それぞれに519万6,000円を増額します。

補正の主な内容は、歳出において、保険給付費では地域密着型介護予防サービス給付事業費及び高額医療合算介護サービス給付事業費を増額します。

地域支援事業費については、訪問型サービス事業費及び通所型サービス事業費を増額します。

歳入では、保険給付費などの増額により国庫支出金などをその負担割合に応じて追加します。

次に、議第17号「令和7年度野洲市水道事業会計補正予算（第3号）」につきましては、予算第3条の収益的収入を213万7,000円増額するものです。

内容としましては、国の物価高騰対策に係る交付金を増額補正するものです。

次に、議第18号「令和7年度野洲市下水道事業会計補正予算（第2号）」につきましては、予算第4条の資本的収入及び支出を3,381万4,000円減額するものです。

内容としましては、妓王井川流量低減対策について、事業計画を一部見直すことから、野洲川樋門予備設計業務を減額補正するものです。

以上、令和7年度野洲市一般会計及び各特別会計補正予算の提案説明といたします。

続きまして、議第19号「野洲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例」につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、行政の高度化、多様化が進展する中で、多種多様な人材を確保・活用するため、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、制定するものです。

なお、本条例は令和8年4月1日から施行します。

議第20号「野洲市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」についてご説明申し上げます。

本議案は、令和6年6月12日に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が公布され、子ども・子育て支援法に基づく特定乳児等通園支援事業が創設されることに伴い、支援給付に係る実施施設の運営に関する基準を定める必要があり、条例を制定するものです。

なお、本条例は令和8年4月1日から施行します。

議第21号「野洲市立保育所条例を廃止する条例」についてご説明申し上げます。

本議案は、令和8年4月1日から、野洲市立野洲第三保育園を民間移管することに伴い、3月31日をもって野洲市立の保育所がなくなることから野洲市立保育所条例を廃止し、あわせて、野洲市重要な公の施設の廃止又は独占利用に関する条例の一部を改正するものです。

なお、本条例は令和8年4月1日から施行します。

議第22号「野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本議案は、令和8年4月1日から、野洲市立野洲第三保育園を民間移管することに伴い、3月31日をもって野洲市立の保育所がなくなることから、野洲市附属機関設置条例の一部を改正するものです。

なお、本条例は令和8年4月1日から施行します。

議第23号「野洲市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、行政委員会委員の報酬の額について、長年にわたり据え置かれ、県内各市と比較しても低い水準となっていたため、野洲市特別職報酬等審議会で審議いただき、当審議会の答申を踏まえ、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は令和8年4月1日から施行します。

議第24号「野洲市職員等の旅費に関する条例及び野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、国家公務員等の旅費に関する法律の改正が令和7年4月1日に施行されたことを受け、国または滋賀県との権衡を図る観点から、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は令和8年4月1日から施行します。

議第25号「野洲市立幼稚園条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

本議案は、減少傾向にある幼稚園の利用人数に対し、条例に規定する定数が過大となっているため改正を行うものですが、今後は定数の規定を教育委員会規則に委任するよう改正するとともに、文言の整理を行うものです。

なお、本条例は令和8年4月1日から施行します。

議第26号「野洲市中主B&G海洋センター条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

本議案は、野洲市中主B&G海洋センタープールを令和8年3月31日をもって閉館するに当たり、所要の改正をするものです。

また、閉館に伴い、附則において野洲市使用料条例のうち、野洲市中主B&G海洋センタープールの使用料の規定を削除しようとするものです。

なお、本条例は令和8年4月1日から施行します。

議第27号「野洲市立保育所における延長保育、野洲市立幼稚園における預かり保育等並びに野洲市立幼保連携型認定こども園における延長保育及び預かり保育に関する費用徴収条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本議案は、令和8年3月31日をもって、野洲市立の保育所がなくなることから、条例名を改正するとともに、関連する条例の規定を削除するものです。

また、令和8年4月1日から、乳児等通園支援事業を野洲市立幼保連携型認定こども園で実施することに伴い、使用料を設定するものです。

なお、本条例は令和8年4月1日から施行します。

議第28号「野洲市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

本議案は、令和8年3月31日をもって、野洲市立の保育所がなくなることから、関連する条例の規定を削除するものです。

また、令和8年4月1日から、乳児等通園支援事業を野洲市立幼保連携型認定こども園で実施することから条例で規定するものです。

なお、本条例は令和8年4月1日から施行します。

議第29号「野洲市介護保険条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

令和7年度の税制改正により、給与所得控除額が増額されたことから、同じ給与収入額であっても給与所得が下がり、7年度は課税で8年度は非課税になる場合が発生したり、課税であっても保険料の所得段階が下がったりするなど、保険料収入に影響が生じることから、厚生労働省において、令和7年12月17日に介護保険法施行令の一部を改正する政令を公布し、令和8年度に限り、保険料の算定に当たり給与所得控除の見直し前と同額とみなすことができるなどの特例措置を講じられました。

これを受け、本市の介護保険料について令和8年度に限り、政令の特例措置と同様の適用及び減免の特例を合わせ、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は令和8年4月1日から施行します。

議第30号「野洲市水道事業給水条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

本議案は、水道事業の持続的な運営を行うため、上下水道運営委員会の答申を受け、水道料金の改定を行うものです。また、令和6年能登半島地震では、被災した宅内配管の復旧が遅れたため、国土交通省からの通知に基づき、他の市町村長が指定した給水装置工事事業者による給水装置工事の実施を可能とするための改正を行うものです。

なお、本条例は令和9年4月1日から施行しますが、第7条の改正については公布の日から施行します。

議第31号「野洲市下水道条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

本議案は、令和6年能登半島地震では被災した排水設備の復旧が遅れたことから、国土交通省からの通知に基づき、他の市町村長が指定した指定工事店による排水設備工事の実施を可能とするための改正を行うものです。

なお、本条例は公布の日から施行します。

議第32号「野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

本条例は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されたことに伴い、条例で定める補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額について所要の改正を行うものです。

なお、本条例は令和8年4月1日から施行します。

議第33号「財産の減額貸付について」ご説明申し上げます。

野洲第三保育園の民間移管事業については、令和6年5月に株式会社アイグランを選定

し、令和8年4月の開園に向けて、人権センター向かいの旧子どもの広場において建築工事ははじめとした準備を進めているところです。

同社は社会福祉法人等の公共的団体等と同様に公益性の高い社会福祉事業として、認可保育所の運営を実施する事業者であることから、開園後の令和8年4月以降の貸付けについては、野洲市普通財産の貸付料に関する要綱第3条に規定する貸付料の特例を適用し、公共的団体等と同じく、固定資産税率相当分の貸付率1.4%にて減額貸付を行うため、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

議第34号「市道路線の認定について」ご説明申し上げます。

本議案は、開発行為に伴い公衆用道路が野洲市に帰属、寄附されたことを受け、当該道路について新たに市道認定を行うものです。

このことから、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議第35号「事業契約の変更について（野洲市余熱利用施設整備運営事業）」ご説明申し上げます。

本議案は、野洲市余熱利用施設整備運営事業契約について、本事業契約第70条に基づき維持管理業務の警備保安業務とそれ以外の維持管理業務、運営業務とその他の業務の物価変動により、3,426万5,375円増額するものとして、契約の相手方である野洲すいむ8NEXT-PFI株式会社と、契約額を27億5,737万3,486円に変更することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議第36号「第2次野洲市総合計画後期基本計画の策定について」ご説明申し上げます。

本議案は、総合的かつ計画的なまちづくりを行うための市の最上位計画である「第2次野洲市総合計画」について、前期基本計画が今年度で終了することから、来年度から5年間を計画期間とする後期基本計画を定めるとともに、基本構想の中の土地利用構想図について、今年度編入される見込みである新たな市街化区域を既存市街地として反映し、基本構想の一部改訂を行うため、野洲市議会基本条例第11条及び同条第1号の規定に基づき、議決を求めるものです。

なお、本計画は令和8年4月1日から発効するものです。

議第37号「第5次野洲市人権施策基本計画の策定について」ご説明申し上げます。

本議案につきましては、「野洲市まちづくり基本条例」及び「野洲市人権尊重のまちづくりに関する条例」を具現化する5年間を1期とする人権施策の基本計画として、社会情勢

の変化や新たな人権課題へ対応するため、地域・家庭・学校・職域における多様な人権啓発活動や施策の方向性を明確にし、全ての人々が尊厳を持って生きられる社会づくりを総合的に推進することを目的として策定するため、野洲市議会基本条例第11条及び同条第2号に基づき、議会の議決を求めるものです。

なお、本計画は令和8年4月1日から発効するものです。

議第38号「第4期野洲市教育振興基本計画について」ご説明申し上げます。

本議案につきましては、教育基本法第17条第2項に基づき、令和3年に制定した第3期野洲市教育振興基本計画が今年度で終了することから、来年度から5年間を計画期間とする「第4期野洲市教育振興基本計画」を策定するため、野洲市議会基本条例第11条及び同条第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

なお、本計画は令和8年4月1日から発効するものです。

議第39号及び議第40号「人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて」ご説明申し上げます。

本議案は、本市人権擁護委員9名のうち、西川典子さん、大谷和雄さんの2名の任期が令和8年6月30日をもって満了となることから、西川さんについては引き続き推薦し、また大谷さんの後任を新たに推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

西川さんは、令和5年7月1日からご活躍いただいております、温厚篤実な方であり、人権擁護委員として適任と考え、引き続きご活躍いただけるものと確信しています。

なお、任期については、令和8年7月1日から令和11年6月30日までの3年間です。

また、大谷和雄さんにおかれましては、1期3年間にわたりご活躍いただいておりますが、この度、ご勇退の申出があり、後任として大西真澄さんを推薦するものであります。

大西さんは、令和6年1月から茶道裏千家淡交会青年部部長を歴任されるとともに、社会貢献への意欲があり、これまでに高齢者の生活支援の経験から活発な活動が期待できる方であります。

なお、任期につきましては、令和8年7月1日から令和11年6月30日までの3年間です。

○議長（津村俊二） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明2月27日から3月5日までの7日間は、議案調査のため休会といたしたいと思いません。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(津村俊二) ご異議なしと認めます。よって、明2月27日から3月5日までの7日間は、休会することに決しました。

なお、念のため申し上げます。来る3月6日は午後1時から本会議を再開し、議案質疑、代表質問等を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。(午前10時36分 散会)

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和8年2月26日

野洲市議会議長 津村俊二

署名議員 荒川泰宏

署名議員 田中 遼